

パプアニューギニア独立国

商標法

第 385 号、1978 年商標法

1980 年改正

目次

第 1 章 序文

第 1 条 解釈

第 2 条 本国への適用

第 2 章 管理

第 3 条 登録官

第 4 条 印章

第 5 条 登録官の権限

第 3 章 登録簿

第 6 条 商標登録簿

第 7 条 記載されない信託

第 8 条 閲覧

第 9 条 証明書等

第 10 条 証拠としての登録簿等

第 11 条 登録簿の変更

第 12 条 登録商標の変更

第 13 条 裁判所による登録簿の訂正

第 14 条 商標の不使用

第 4 章 登録可能な商標

第 15 条 登録可能な商標：A 部

第 16 条 登録可能な商標：B 部

第 17 条 識別性

第 18 条 彩色された商標

第 19 条 禁止標章

第 20 条 特定の標章の登録は拒絶されることがある

第 21 条 生存者又は最近亡くなった者の名前

第 22 条 特定商品に登録される商標

第 23 条 権利の放棄

- 第 24 条 同一及び類似の標章
- 第 25 条 所有権に対する競合請求
- 第 26 条 同時使用
- 第 27 条 共有商標
- 第 28 条 連合商標
- 第 29 条 連合商標の譲渡
- 第 30 条 商標の使用
- 第 31 条 商標のシリーズ

第 5 章 登録出願

- 第 32 条 登録出願
- 第 33 条 出願の受理又は拒絶
- 第 34 条 出願の分割
- 第 35 条 商標が譲受人又は登録使用者により使用される場合の出願
- 第 36 条 拒絶により失効する出願
- 第 37 条 受理の公告
- 第 38 条 出願の取下げ

第 6 章 登録に対する異議申立て

- 第 39 条 第 6 章の解釈
- 第 40 条 異議申立書
- 第 41 条 異義申立ては裁判所に付託することができる
- 第 42 条 費用の担保
- 第 43 条 異議申立ての取下げ

第 7 章 登録及び登録の効果

- 第 44 条 商標の登録
- 第 45 条 登録日
- 第 46 条 登録の存続期間
- 第 47 条 物品又は物質の名称又は説明として使用される言葉
- 第 48 条 登録所有者の権限
- 第 49 条 登録により付与される権利
- 第 50 条 有効性の登録証拠
- 第 51 条 商標の抹消制限
- 第 52 条 10 年後の登録確定
- 第 53 条 商標の侵害
- 第 54 条 特定の制約に反する侵害
- 第 55 条 侵害に当たらない行為

- 第 56 条 侵害訴訟における救済
- 第 57 条 取引慣行の証拠
- 第 58 条 裁判所の管轄権
- 第 59 条 詐称通用訴訟

第 8 章 登録の更新

- 第 60 条 登録の更新
- 第 61 条 登録満了時の手続き
- 第 62 条 抹消された商標の回復
- 第 63 条 更新されていない商標の地位

第 9 章 登録使用者

- 第 64 条 登録使用者
- 第 65 条 登録使用者の登録期間満了
- 第 66 条 登録使用者の更新
- 第 67 条 登録の変更等
- 第 68 条 登録の抹消
- 第 69 条 許可された使用の効力
- 第 70 条 侵害訴訟手続き
- 第 71 条 譲渡不能な権利
- 第 72 条 不服申立て

第 10 章 商標の譲渡

- 第 73 条 商標の譲渡及び移転
- 第 74 条 譲渡の登録

第 11 章 商標の保護

- 第 75 条 商標の偽造等
- 第 76 条 不正標章を付けた商品の販売等
- 第 77 条 不正標章を付けた商品の輸入
- 第 78 条 商品の没収
- 第 79 条 違法行為の帮助及び教唆
- 第 80 条 商標の偽造
- 第 81 条 商標が使用されたとするとき

第 12 章 不服申立て

- 第 82 条 裁判所の権限
- 第 83 条 登録官による介入
- 第 84 条 特別事案

第 13 章 雜則

- 第 85 条 輸出貿易のための商標の使用
- 第 86 条 特定の場合に虚偽とならない商標
- 第 87 条 法廷侮辱罪として扱われる召喚不遵守
- 第 88 条 費用の回収
- 第 89 条 有効性の証明書
- 第 90 条 正当な理由のない脅威
- 第 91 条 被告による反訴
- 第 92 条 登録商標の明細
- 第 93 条 手数料
- 第 94 条 期間の延長
- 第 95 条 登録官の費用
- 第 96 条 登録所有者又は登録使用者の住所
- 第 97 条 送達住所
- 第 98 条 法無能力者による宣言
- 第 99 条 法的手続きの当事者の死亡
- 第 100 条 分類の適合
- 第 101 条 費用の担保
- 第 102 条 不服申立てによる命令の送達
- 第 103 条 商標登録の不正表示
- 第 104 条 規則

第 14 章 経過条項

- 第 105 条 第 14 章の解釈
- 第 106 条 特定の出願に与えられる優先権

第1章 序文

第1条 解釈

本法において、反対の意図が示されている場合を除いて、

「譲渡」とは、関係当事者の行為による譲渡をいう。

「開始日」とは、

(a) 第14章第104条については本法が第14章の効力を許容する限りにおいて1979年10月18日をいう。

(b) 本法の残る条項については1980年5月8日をいう。

「裁判所」とは、国家裁判所をいう。

登録商標又は商標の登録使用者に関する「最新の登録の満了」という場合は、次が満了する日を意味する。

(a) 商標の最初の登録

(b) 登録使用者の最初の登録又は場合によっては、その登録の最新の更新。

「商品」がサービスを含みかつ商品がサービスと比較されることになる場合又はその逆の場合に「～と同一品目の」という表現は「～と密接に関連する」と解釈されるものとする。

「限定」とは、商標の登録により付与される商標の排他的使用権利の限定をいい、次に関する権利の限定を含む。

(a) 使用の方法

(b) パプアニューギニア国内の特定領域内の使用

(c) パプアニューギニア国外の市場へ輸出される商品に関する使用

「標章」は、図案、銘柄、見出し、ラベル、券、名称、署名、言葉、文字若しくは数字、又はそれらの任意の組み合わせを含む。

登録商標に関する「認可された使用」という場合は、当該商標の登録使用者による当該商標の次に掲げる使用をいう。

(a) 次の各号に関連する商品について

(i) 取引の過程で当該登録使用者が関係しており、

(ii) 当該商標が引き続き登録されており、

(iii) 登録使用者として登録されている場合で、かつ、

(b) 登録の条件又は制約を遵守する場合

「登録簿」とは、第6条に基づき設置された商標登録簿をいう。

商標に関する「登録所有者」という場合は、登記簿に当該商標の所有者として現に記載されている者を意味する。

「登録商標」とは、本法に基づき登録される商標をいう。

「登録使用者」とは、第64条に基づき登録使用者として登録される者をいう。

「登録官」とは、第3条に基づいて任命される商標登録官をいう。

「本法」は規則を含む。

「商標」とは、商品と、所有者として又は登録使用者として、その者の識別を表示するかしないかを問わず、当該標章を使用する権利を有する者との間の取引の過程における関連性を示す目的で、又はその関連性を示すために、商品に関する使用される若しくは使用が予定される標章をいう。

「移転」とは法律の作用による移転をいい、死者の人格代表者への継承及びその他いかなる移転の態様も譲渡とならない。

「語」は、単語の略語を含む。

(2) 本法において、

(a) 標章の使用というときは、当該標章の印字表示若しくはその他視覚的表示の使用をいうものと解釈する。また、

(b) 商品との関連で標章の利用というときは、商品につけた標章の利用、又は商品との物理的若しくはその他の関係での標章の使用をいうものと解釈する。

(3) 本法の適用上、商標が人を欺く若しくは混同させる可能性があるほどもう一方の商標に酷似している場合、その商標は混同するほどもう一方の商標によく似ていると見なされる。

第2条 本国への適用

この法律は本国を規律する。

第2章 管理

第3条 登録官

- (1) 本法の適用上、大臣は
 - (a) 商標登録官を任命するものとし、また、
 - (b) 大臣が必要と認める商標副登録官等その他職員を任命することができる。
- (2) 商標副登録官は、登録官の指示に従うことを条件として、登録官のいかなる権限を行使し又はいかなる職能を果たすことができる。
- (3) 商標副登録官が任命されても、登録官による権限の行使又は職能の実行には影響を及ぼさない。

第4条 印章

- (1) 登録官は、自己の公印として、大臣が指定する形の印章を保持し、使用するものとする。
- (2) 登録官は、法定の職務及び職能の履行に際して、登録官の署名とみなされる自己の署名の複製を捺印し又は捺印させることができる。
- (3) すべての裁判所、裁判官及び司法上の役割を果たす者は、次のものを司法上認めるものとする。
 - (a) 登録官又は副登録官の職に就いている又は就いた者の署名、及び当該人が当該職に就いている又は就いたとの事実、並びに
 - (b) 登録官の印章

第5条 登録官の権限

- (1) 本法の適用上、登録官は次のことをすることができる。
 - (a) 証人を召喚すること
 - (b) 口頭であるか否かにかかわらず、宣誓した上で証拠を受領すること
 - (c) 書類又は物品の提出を要求すること、及び
 - (d) 手続きの当事者に対して費用を裁定すること
- (2) 登録官は、費用等条件に基づき、又は自己が正当と考える方法で、次のことをすることができます。
 - (a) 誤記又は明白な誤りを訂正する目的であるか否かにかかわらず、商標登録出願、異議申立て又は提出されたその他の書類の補正を認めること
 - (b) 誤記又は明白な誤りを訂正する目的で、登録簿の登録を修正すること
- (3) 本条(2)に基づく出願の補正は、その補正が補正前の出願において特定されている商標の同一性に実質的に影響を及ぼすものである場合は、認められないものとする。
- (4) 登録官が、提出された書類が次のいずれかに該当すると考える場合は、登録官は、当該書類の受領又は登録を拒絶し、かつ、当該書類を適切に補正若しくは完成し、若しくは提出し直し、又は当該書類の代わりに新たな書類を提出するよう要請することができる。
 - (a) 法律に反する事項を含んでいること
 - (b) 脱漏又は誤記のために、適正に完成されていないこと
 - (c) 本法の要件を遵守していないこと、又は
 - (d) 何らかの誤り、変更又は削除を含んでいること

第3章 登録簿

第6条 商標登録簿

- (1) 登録官は、すべての登録商標の詳細事項及びその他の所定事項が記載されている商標登録簿を設置し維持するものとする。
- (2) 登録簿は2部に分割し、それぞれA部及びB部とする。

第7条 記載されない信託

信託の通知は明示、默示又は解釈上を問わず登録簿に記載されず、登録官により受理されないものとする。

第8条 閲覧

登録簿は、登録官の庁が開庁している間、所定の手数料の納付を条件として、何人の閲覧にも供されるものとする。

第9条 証明書等

本法に従うことを条件として、登録官は次のことをすることができる。

- (a) 登録簿又は登録官の庁のその他の書類若しくは刊行物の記載事項に係る謄本又は抄本であって、自己の署名及び印章により認証したものを交付すること、及び
- (b) 本法により若しくは本法に基づいて行うことを要求若しくは許可されている、又は本法により行わないことを要求されている登録、行為、事項又は物事が行われた若しくは行われていないことを、場合に応じて、自己の署名及び印章により認証すること。

第10条 証拠としての登録簿等

- (1) 登録簿は、本法により記載することが要求又は許可されているすべて事項の証拠となる。
- (2) 第9条に基づいて登録官が交付した認証謄本又は抄本は、すべての裁判所及び手続において、追加的証拠又は原本の提示なしに証拠として認められる。
- (3) 第9条に基づく登録官の証明書は、当該証明書に記載される陳述の証拠となる。

第11条 登録簿の変更

- (1) 登録官は、登録所有者による申請に基づき、次に掲げる方法により登録簿を補正又は変更することができる。
 - (a) 登録簿の商標の登録事項の誤りを訂正すること
 - (b) 登録所有者の氏名、住所若しくは表示の変更を記載すること
 - (c) 登録簿の商標の登録事項を抹消すること
 - (d) 商標が登録されている商品の仕様を修正すること。但し、この場合において、修正は登録により付与された権利をいかなる意味でも拡大しない。又は、
 - (e) 商標に関し、当該商標の登録により付与された権利をいかなる意味でも拡大しないとする免責条項又は摘要を記載すること
- (2) 本条に基づく登録官の決定に不利益を被る者は、裁判所に不服申立てすることができる。
- (3) 登録官は、商標の登録使用者による申請に基づき、登録使用者の氏名、住所又は表示の

誤りの訂正若しくは変更の登録をすることができる。

第12条 登録商標の変更

- (1) 商標の登録所有者は、当該商標をその同一性に本質的な影響を与えない方法で変更する許可を登録官に申請することができ、登録官は自らが適切と考える条件及び制限に従ってこれを拒絶又は許諾することができる。
- (2) 登録官は、本条に基づく申請が所定の方式で公告されるように要請することができる。
- (3) 何人も所定の期間内に出願に対する異議申立てを登録官に通知することができ、その通知の写しを出願者に送達するものとする。
- (4) 登録官は、出願人若しくは異義申立て人に出頭して、当該出願若しくは異義申立てに関する証言又は詳しい説明をすることを要請することができる。
- (5) 登録官は出願及び異義申立て(該当する場合)を検討し、当該事項を決定する。
- (6) 本条に基づく登録官の決定に不利益を被る者は、裁判所に不服申立てすることができる。
- (7) 商標変更の許可が認められた場合、登録官は登録簿をしかるべき変更するものとし、かつ当該変更の通知は所定の方法で公告されるものとする。また、当該公告は変更された商標の表示を含むものとする。但し、当該表示が本条(2)に基づく公告において当該方法すでに公告されている場合を除く。

第13条 裁判所による登録簿の訂正

- (1) 本法に従い、裁判所は、登録官又は不服申立て人の申請に基づき、次に掲げる方法による登録簿の訂正を命ずることができる。
 - (a) 誤って削除された記録を登録させること
 - (b) 誤って行われた若しくは誤って残っている記録を削除若しくは修正すること、又は
 - (c) 挿入すべき条件若しくは制約を挿入すること、又は
 - (d) 誤り若しくは不備を訂正すること
- (2) 登録官若しくは不服申立て人の申請に基づき、裁判所は登録簿に記載された条件若しくは制約の不遵守若しくは違反を理由として、登録を取り消す若しくは変更する目的で、自らが適切と考える命令を発することができる。
- (3) 本条により付与される登録簿訂正命令の権限は、登録簿のA部からB部までの登録削除命令の権限を含む。
- (4) 登録官は、本条に基づいて裁判所に申請を行ってはならない。但し、申請が公共の利益の観点から望ましいと考える場合を除く。
- (5) 本条に基づく(登録官による申請以外の)申請の通知は登録官に対して行われるものとし、その登録官は出廷して審問されることができ、裁判所が指示する場合に出廷するものとする。
- (6) 本条に基づき作成される命令の謄本は、登録官に送達され、登録官は、当該謄本を受領した時点で、当該命令を実行するために必要な措置を講じるものとする。

第14条 商標の不使用

- (1) 本法に従い、裁判所は、不服申立て人の申請に基づき、次に掲げる理由により、商標が登録された商品のいずれについても、登録簿からの商標の削除を命ずることができる。
 - (a) 商標は、登録出願人側の善意で、それらの商品について自らが使用するという意図を持

たず登録された場合、又は、第35条(1)に基づき関係会社もしくは関係登録使用者により登録された場合であって、当該出願の1月より前に、それらの商品に関して登録所有者若しくは当該商標の登録使用者による当該商標に関する善意の使用が相当期間ない場合、又は、

(b) 当該出願の1月前まで当該商標が登録商標であった期間が連続3年以上経過しており、その期間それらの商品について、当該商標の登録所有者若しくは登録使用者による善意の使用がない場合

(2) 出願人が第26条により当該出願が関係する商品に関して、ほぼ同一の若しくは混同するほど類似する商標の登録を認められている場合、又は、裁判所が当該出願人はこのような商標の登録を適性に認められるとする意見である場合を除き、裁判所はいずれの商品についても本条(1)に基づき行われた出願を却下することができる。但し、場合に応じて当該日以前に若しくは当該期間中に、当該商標が登録されているその商品に関し、同一品目の商品について登録所有者又はその期間の当該商標の登録使用者による善意の使用があった場合とする。

(3) 商標が登録されている商品について次の場合、その者による出願があれば、商標の登録がその地域において販売若しくは取引される(パプアニューギニアからの輸出目的を除く)商品について、又はその市場に輸出される商品についての使用にまで及ばないことを確実にするため、当該登録が、裁判所が適切と考える条件若しくは制約に従うように指示することができる。

(a) 本条(1)(b)に言及されている事項が、パプアニューギニアの特定地域において販売若しくは取引される(パプアニューギニアからの輸出目的を除く)商品について、又はパプアニューギニア領域外の特定市場へ輸出される商品について商標の使用が無かつたことに関する限り示されている場合、及び

(b) ある者が第26条により、その地域において販売若しくは取引される(パプアニューギニアからの輸出目的を除く)商品について、又はその市場へ輸出される商品についての使用にまで及ぶ登録に従って、それらの商品についてほぼ同一の若しくは混同するほど類似する商標を登録することが認められた、又は、裁判所がその者はこのような商標の登録を適性に認められるとする意見である場合

(4) 出願人は、本条(1)(b)若しくは本条(3)の適用上、商標の不使用に依拠することはできない。但し、使用の無かつたことが取引の特殊事情によるものであって当該出願が関係する商品についての商標の不使用若しくは放棄の意図によるものでないことが示される場合とする。

(5) 本条に基づく命令の謄本は、登録官に送達され、登録官は、当該命令を実行するために必要な措置を講じるものとする。

第4章 登録可能な商標

第15条 登録可能な商標：A部

- (1) 商標は、次に掲げる内容を含む又は次に掲げる内容から成る場合、登録簿のA部に登録することができる。
- (a) 特別若しくは特定の方法で表示される個人の名称
 - (b) 登録出願者若しくはその事業における前任者の署名
 - (c) 造語、又は
 - (d) 次に掲げる言葉
 - (i) 登録しようとする商品の特徴若しくは品質への直接的な言及がない、及び
 - (ii) 通常の意味において、地理的名称若しくは姓でない、又は
 - (e) その他の特徴的な標章
- (2) (本条(1)(a), (b), (c)若しくは(d)に規定する名称、署名又は言葉ではない)名称、署名又は言葉は、証拠により特徴的であることが示されない限り、登録簿のA部に登録することができない。
- (3) 商標は、同一若しくは異なる商品について同一人名で登録簿B部に当該商標の若しくは当該商標の部分的登録があったとしても、任意の商標品について登録簿A部に登録することができる。

第16条 登録可能な商標：B部

- (1) 商標は当該商標が、登録をしようとしている商品について、登録を求める出願人が取引の過程において関係がある若しくは関係しうる商品について独自性がある、又は識別性はないが識別性を持ちうる場合、登録簿のB部に登録することができる。
- (2) 商標は、同一若しくは異なる商品について同一人名で登録簿A部に当該商標の又は当該商標の部分的登録があったとしても、いかなる商品についても登録簿B部に登録することができる。

第17条 識別性

- (1) 本法の適用上、取引の過程において個人が関係する若しくは関係しうる商品をそのような関係が存在しない商品と区別するために採用されていなければ、一般的であるにしても当該商標を登録しようとしている、又は登録されている場合に、使用にかかる条件若しくは制約を前提としているにしても、それらの条件若しくは制約を前提としているにしても、商標は、その者の商品について識別力がない。
- (2) 商標に識別力があるか否かの判断は、次に掲げる観点の程度で考慮することができる。
- (a) 当該商標は実質的に識別するために採用されている、及び
 - (b) 当該商標の使用又はその他の事情の理由によって、当該商標は識別する
- (3) 次に掲げる各号の場合、
- (a) 商標の登録出願が個人により行われ、かつ
 - (b) 出願日以前に、当該商標は、出願人の管理下でかつ出願人の同意及び許可を得て出願人以外の者によって使用されていた場合、及び
 - (c) 出願が当該出願人及び当該商標の登録利用者としてその他の者の登録を求めているその

他の者によって行われ、かつ

(d) 登録官が、その他の者が当該商標が登録された後直ちに当該商標の登録使用者として登録される資格があるとの心証を得ている場合、登録官は、当該商標が出願人の商品につき識別力を有するか否かを判断するために、その他の者による当該商標の使用を出願人による当該商標の使用に相当するもののように扱うことができる。

第18条 彩色された商標

(1) 商標は、全部若しくは一部を、1若しくは2以上の色に限定することができる。その場合、当該商標がそのように限定されているという事実は、当該商標が識別力を有するか否かを判断する上で参酌しなくてはならない。

(2) 商標が色に関する制限なしに登録される限り、その商標はすべての色について登録されるものと見なされる。

第19条 禁止標章

次に掲げる標章は、商標として登録されないものとする。

- (a) その使用が誤認若しくは混同を引き起こすおそれがあるもの
- (b) その使用が法に反することになるもの
- (c) 醜事若しくは不快感を与える事項で構成される若しくはそれらを含むもの、又は
- (d) さもなければ法廷で保護を受けることができないもの

第20条 特定の標章の登録は拒絶されることがある

(1) 登録官は、次に掲げる標章若しくはそれらの標章のいずれかにほぼ類似しており、その標章と取られる可能性のある標章を含む又はそれらから構成される商標登録出願を拒絶することができる。

- (a) 「特許」、「特許権取得済」、「王室特許状による」、「登録済」、「登録意匠」、「著作権」、「これを改ざんすることは偽造です」という言葉又は同じ効果を有する記号
 - (b) 国王若しくは王室の一員の表示
 - (c) 次に掲げるものの表示
 - (i) 王室紋章、クロス、紋章、記章若しくは意匠
 - (ii) 王冠のすべて、又は
 - (iii) 女王陛下の領土の一部の国旗、又は
 - (d) 出願人が王室若しくは政府の任命権若しくは権限を有する若しくは有していたと人に思わせる可能性のある「ロイヤル」又はその他の言葉若しくは文字若しくは意匠
 - (e) 国旗、国章、国の標語若しくは国の印章の表示、又は地方の旗、章、標語若しくは印章の表示
 - (f) 市町村等の地方自治体の旗若しくは章の表示、又は国家機関若しくはパプアニューギニア国内の下部機関の旗若しくは章の表示
 - (g) 本条の適用上、禁止標章として規定された標章
- (2) 規制により、本条(1)が適用される標章(登録商標若しくは善意で商標として使用されている標章でないもの)は商標として、若しくは商標の一部としても、大臣の承認があつても使用してはならないと定めることができる。

第 21 条 生存者又は最近亡くなった者の名前

- (1) 生存者又は登録官が生存していると信ずる者の名前又は表示を含む、若しくはそれらにより構成される商標の登録申請が行われる場合、登録官は出願人に対し、当該商標の登録手続きを進める前に、当該商標にその名前又は表示がされている者の同意書を提出するよう要請することができる。
- (2) 最近亡くなった者又は登録官が最近死亡したと信ずる者の名前又は表示を含む、若しくはそれらにより構成される商標の登録申請が行われる場合、登録官は出願人に対し、当該商標の登録手続きを進める前に、当該商標にその名前又は表示がされている死亡者の法定代理人の同意書を提出するよう要請することができる。

第 22 条 特定商品に登録される商標

- (1) 商標は商品の規定区分に含まれる任意の商品又はすべての商品について登録されるものとする。
- (2) 商品が含まれる区分について疑念が生じた場合、その疑念は登録官が判断するものとし、かつ登録官の決定は不服申立てされない。また、不服申立てその他本法に基づく法的手続きにおいて問われない。

第 23 条 権利の放棄

- (1) 商標は、
- (a) 商標の所有者の名前で個別に登録されていない、又は商標として登録所有者による個別出願の対象でない部分を含む場合、
- (b) 取引に共通若しくは識別力のない事項を含んでいる場合、登録官若しくは裁判所は、当該商標が登録されうるか登録官のところにとどまるかの判断に際し、自らの裁量で所有者に次の条件を課すことができる。
- (c) それらの部分のいずれか、若しくはその事項の排他的使用の権利を放棄すること、又は
- (d) 登録官若しくは裁判所が登録上の所有者の権利を明確にするために適切と考えるその他の権利放棄をすること
- (2) 本条(1)による権利放棄は、当該商標の登録に起因しない当該商標所有者の権利には影響を与えない。

第 24 条 同一及び類似の標章

- (1) 本法に従い、商標は、登録された商標に実質的に同一である若しくは混同するほど類似している場合、又は他の者による同一品目の単一若しくは複数の同一商品についての登録出願の対象であって、最初に言及した商標の登録日が 2 番目に言及した商標の登録日よりも先行しない場合、それ商品について商標の登録をすることができない。
- (2) 登録官は、本条(1)の最初に言及した商標の登録出願の受理を同項の 2 番目に言及した商標が登録されるまで延期することができる。

第 25 条 所有権に対する競合請求

複数の者がそれぞれに商標の所有者であると主張している場合、登録官は各自の権利が裁判所により判断がなされるまで、そのいずれの者による登録出願の受理も拒絶することができ

る。

第 26 条 同時使用

(1) 善意で同時使用する場合、又は、登録官が適切と考える特別な事情がある場合、登録官は、実質的に同一又は誤認混同を生じるほど類似している商標の登録について、又は善意の同時使用又はその他の特段の事情がなければ 2 名以上の所有者によって同一若しくは異なる商品について混同するほど類似するであろう商標の登録を、登録官が課するような条件及び制約(該当する場合)を条件として認めることができる。

(2) 商標が本人若しくはその事業における前任者によって継続使用されており、その使用が別の商標の登録所有者による、その者の事業における前任者による、若しくはその商標の登録使用者による、その別の登録された商標の使用以前又は登録日以前の、いずれか早い場合、登録官はその別の商標の登録を理由として最初に言及する商標の登録を拒絶してはならない。

第 27 条 共有商標

(1) 1 つの商標に関係している 2 名以上の関係が、次の場合を除きそれらの者のいずれも当該商標を使用する権利が無いような関係である場合、それらの者は当該商標の共同所有者として登録することができ、本法は、当該商標の利用に関するそれらの者の権利についてそれらの権利が単独の者の権利であるかのように作用する。

(a) 両者若しくはそれらの者のすべて代理として、又は

(b) 両者若しくはそれらの者のすべてが取引の過程において関連する商品について

(2) 本条(1)に従い、本法は、当該商標の共同所有者として 1 つの商標を単独で使用する又は商標をそのように使用しようとする 2 名以上の者の登録を認めない。

第 28 条 連合商標

(1) 任意の商品について登録されている若しくは登録出願の対象となる商標が、

(a) 同一品目の单一若しくは複数の同一商品について同一所有者の名前において、登録されている若しくは登録出願の対象となるもう一つの商標と実質的に同一である場合、又は

(b) 所有者以外の者によって使用された場合に誤認若しくは混同を引き起こす可能性があるほどある商標によく似ている場合、登録官は隨時、当該商標を連合商標として登録簿に登録するよう要請することができる。

(2) 2 以上の連合商標の登録所有者による申請がなされ、かつ、登録官が誤認若しくは混同される可能性はないとの心証を得た場合、登録官はそれらの商標の 1 以上についてその連合を取り消し、しかるべき登録簿を修正することができる。

(3) 本条(1)又は(2)に基づく登録官の決定に不利益を被る者は、裁判所に不服申立てすることができる。

第 29 条 連合商標の譲渡

連合商標は切り離さず全体としてのみ譲渡及び移転することができる。しかし、他の点においては、本法に従い、単独の商標として登録されたものと見なす。

第30条 商標の使用

- (1) 本法に基づき、商標の使用をいかなる目的にせよ証明することを求められた場合、登録官若しくは裁判所は自らが正しいと考える場合にその限りにおいて、登録された連合商標若しくは当該商標の識別別性に本質的影響を与えない追加若しくは変更を加えた商標の使用を、証明するために必要な使用に相当するものとして認めることができる。
- (2) 登録商標全体の使用は、本法の適用上、同一所有者の名前で登録された、登録商標の一部である任意の登録商標の使用であるともみなされるものとする。

第31条 商標のシリーズ

- (1) 同一商品若しくは单一区分の同一品目の商品に関するいくつかの商標の所有者であると主張してそれらの商標の登録をしようとしており、重要事項においてそれらが類似しているとはいえ当該商標は次の点で異なっている場合、当該商標は単一の登録でシリーズとして登録することができる。
- (a) 当該商標がそれに使用される若しくは使用される予定の商品についての説明若しくは表示
 - (b) 数、価格、品質又は場所の名称についての説明若しくは表示
 - (c) 弁識力がなく当該商標の同一性に実質的な影響を与えないその他の事項、又は
 - (d) 色彩若しくはそれらの事項の中の任意の2以上の事項
- (2) 本条(1)により登録されたシリーズ商標の中のすべての商標は、連合商標とみなして登録するものとする。

第5章 登録出願

第32条 登録出願

- (1) 商標の権利保有者であると主張する者は、その商標の登録簿のA部又はB部への登録を求めて所定の方法で登録官に出願することができる
- (2) 本条に基づく出願は、商標の登録を求めている商品を指定するものとする。
- (3) 本条に基づく出願は、2以上の区分に含まれる商品について行えないものとする。

第33条 出願の受理又は拒絶

- (1) 登録官は次に掲げる事項について心証を得た場合、条件若しくは制約なしに又は登録官が適性であると考える条件若しくは制約を条件として第32条に基づく商標登録出願を受理することができる。
 - (a) 当該出願が本法の要件を充足していること
 - (b) 当該商標は本法に基づき登録することができるものであること、及び
 - (c) 当該出願についてその他に法律上の拒絶の理由がないこと
- (2) 登録官が本条(1)の要件が充足しているとの心証を得られない場合、次の措置をとることができる。
 - (a) 当該出願全体の受理を拒絶すること、又は
 - (b) 登録官が認める期間内に当該出願を登録官が満足できるように補正し、拒絶の理由が取り除かれるように要請すること。
- (3) 出願は、本条(2)に基づき、その補正が補正前の商標の同一性に実質的影響を与える方法で補正してはならない。
- (4) 登録官が出願に本条(2)による補正を求め、当該出願が認められた期間内に補正されない場合、登録官は当該出願の受理を拒絶することができる。
- (5) 登録簿のA部に商標の登録を出願する場合、登録官は出願人の同意を得て出願の受理拒絶に代えて当該出願を登録簿のB部への登録出願として取扱い、当該出願を適宜処理することができる。
- (6) 商標登録出願受理後かつ当該商標の登録前に、登録官が次に掲げる心証を得た場合、登録官は受理を取消し、当該出願が受理されていなかったものとして手続きを進めることができる。
 - (a) 出願が間違って受理された、又は
 - (b) 当該事案の特段の事情の下では、当該商標は登録されるべきではない、又は条件又は制約を付して、若しくは、追加又は異なる条件又は制約を付して登録しなくてはならない
- (7) 登録官の次に掲げる決定により不利益を受ける出願人は、裁判所に不服申立てすることができる。
 - (a) 本条(1)に基づき登録官が適切と認める条件及び制約を前提として出願を受理する決定、又は
 - (b) 本条(2)(a)に基づき出願を拒絶する決定
- (8) 登録官は不服申立ての聴聞時に出頭し聴取される権利を有し、また、裁判所より出頭するよう命令があった場合は出頭するものとする。

第34条 出願の分割

- (1) 登録出願の対象である商標の一部が1つの商標として個別に登録可能な場合、出願人は、当該出願が受理又は拒絶される以前に、最初に言及した出願が行われた商品に関して、さらにその商標の一部について登録出願を行うことができる。
- (2) 本条(1)に基づき行われる追加の出願は、登録官よりその旨の指示がある場合、最初に言及した出願が提出された日に提出されたものとみなされるものとする。
- (3) 出願が特定の商品の商標登録について行われており、その出願が受理若しくは拒絶される前に当該出願人が最初に言及した出願が行われた商品の説明に含まれる商品について、その商標の追加登録出願を行った場合、登録官は、その追加出願が最初に言及した出願の提出日に提出されたものとみなすように指示することができる。

第35条 商標が譲受人又は登録使用者により使用される場合の出願

- (1) 商標登録の出願は、次に掲げる各号の場合、出願人が当該商標を使用しない若しくは使用する意図を有していないにもかかわらず受理することができ、また当該商標を登録することができる。
- (a) 登録官は、法人が設立中であって、出願人は登録を求める商品に関して当該法人に当該商標を使用させる目的で、当該法人にその商標を譲渡する意図を有するとの心証を得た場合、又は
- (b) 出願が当該商標の登録使用者の登録をするために行われており、登録官が次に掲げる心証を得た場合、
- (i) 登録所有者が当該商標がそれらの商品と関連させてその者により使用されることを意図していること、かつ
- (ii) その者は当該商標の登録後直ちに当該商標の登録使用者として登録されること
- (2) 商標が本条(1)に基づき法人への譲渡意図に依拠して出願人の名前で登録される場合、その後、所定の期間内若しくはその後さらに6月を超える登録官が認める期間内に当該法人が、当該商標が登録されている商品について商標所有者として登録されない場合、当該登録はその期間の満了時点で効力を失うものとし、登録官は適宜登録簿を修正するものとする。

第36条 拒絶により失効する出願

登録官が商標登録出願の受理を拒絶した場合、登録官は出願人に対し書面で拒絶通知を行うものとし、当該出願は失効する。但し、登録官の決定に対する不服申立ては留保される。

第37条 受理の公告

- (1) 商標登録出願を受理次第、登録官は書面で当該出願人に受理通知を行う。
- (2) 出願人は、当該受理が所定の方法で公告するものとする。

第38条 出願の取下げ

商標の登録を求める出願人は、当該商標が登録される前はいつでも自らの出願を取下げることができる。

第6章 登録に対する異議申立て

第39条 第6章の解釈

本部において、別段の意図が示されている場合を除き、
「出願人」とは、登録官に対し商標の登録を出願している者をいう。
「異議申立て」とは、第40条(1)に従って行われる通知をいう。
「異議申立人」とは、第40条(1)に従って異議申立てを行なっている者をいう。

第40条 異議申立書

- (1) 何人も、商標登録出願受理の公告日から3月以内に、又は最初に言及した期間内の登録官に対する申請により登録官が認める追加期間内に、当該商標の登録に対する異議申立書を所定の方法で登録官に提出することができる。
- (2) 異議申立人は、異議申立書が登録官に提出された日若しくはそれ以前に出願人に対してその副本を送達する。
- (3) 出願人は、異議申立書の副本が送達された日から3月以内に所定の方法で出願を裏付ける答弁書を登録官に提出することができる。
- (4) 出願人は、答弁書が登録官に提出された日若しくはそれ以前に異議申立人に答弁書の副本を送達する。
- (5) 登録官は、異義申立人若しくは出願人に対し出頭し、当該異義申立若しくは出願について証拠を提出すること又は詳細な説明を行うよう要請することができる。
- (6) 第41条に基づき、登録官は、異議申立書が提出された日から3月の期間満了後若しくは異議申立人又は出願人の申請により、3月を超えない範囲で登録官が認める追加期間満了後、当該異義申立てを裁定し次に掲げる各号を決定するものとする。
 - (a) 条件又は制約なしに当該商標を登録すること、又は
 - (b) 登録官が適切と考える条件又は制約を前提として当該商標を登録すること、又は
 - (c) 当該商標の登録を拒絶すること
- (7) 異義申立ての裁定において、登録官は、異義申立人が依拠しているか否かにかかわらず、異議の理由を考慮することができる。
- (8) 本条(6)に基づく登録官の決定により不利益を受ける者は、裁判所に不服申立てすることができる。

第41条 異義申立ては裁判所に付託することができる

- (1) 商標の登録に対する異義申立てが登録官に対して行われた後、いつでも、登録官は、裁定のため裁判所に当該事項を付託することができ、異義申立人及び出願人双方の出願に基づく場合は付託しなければならない。
- (2) 異義申立ての裁定をする際、裁判所は、異義申立人が依拠するか否かにかかわらず、異議の理由を考慮することができる。
- (3) 異義申立ての裁定において、裁判所は次に掲げる各号を命ずることができる。
 - (a) 当該商標を条件若しくは制約なしに登録すること
 - (b) 裁判所が適切と考える条件又は制約に従って当該商標を登録すること、又は
 - (c) 当該商標の登録を拒絶すること

(4) 本条に基づき作成される命令の謄本は、登記官に送達され、登記官は、当該謄本を受領した時点で、当該命令を実行するために必要な措置を講じるものとする。

第 42 条 費用の担保

異議申立て人が本国内に居住していないか又は事業を営んでいない場合、裁判所はその者に所定の期間内に費用の担保を供するよう命ずることができ、当該命令が遵守されない場合、当該異議申立ては失効するものとする。

第 43 条 異議申立ての取下げ

商標登録への異議申立ては、当該異議申立てが登録官又は裁判所によって裁定される以前であれば、いつでも異議申立て人は取下げができる。

第7章 登録及び登録の効果

第44条 商標の登録

- (1) 第33条(6)に従って、第40条(1)により認められる期間満了後、商標登録に対する異議申立書が登録官に送達されていない場合、又は前記申立書が取下げられた場合、登録官は登録簿のしかるべき場所に当該商標を登録する。
- (2) 第33条(6)に従って、商標の登録への異議申立書が第40条(1)に従い登録官に送達され、当該異議申立ての裁定の登録官若しくは裁判所の決定が当該商標は登録されるべきとするものである場合、登録官はその決定の不服申立てのために認められる期間の満了後、登録簿のしかるべき場所に当該商標を登録する。

第45条 登録日

本法に従って、商標の登録に関し、登録官に登録出願を提出した日を登録日とみなし、本法の適用上、当該商標は登録簿のしかるべき部に登録された商標であるとみなすものとする。

第46条 登録の存続期間

- (1) 商標の登録は10年間とする。
- (2) 商標の登録は本法に従って隨時更新することができる。

第47条 物品又は物質の名称又は説明として使用される言葉

- (1) 本条において、商標の登録は、当該登録日以後、物品又は物質の名称又は内容として当該商標に含まれる又は当該商標を構成する1つ又は複数の言葉の使用だけを理由として無効とはならない。
- (2) 次に掲げる各号の場合、本条(3)、(4)及び(5)は効力を有する。
- (a) ある物品又は物質の名称又は内容の、それらを取引の対象とする者による使用が十分に周知されかつ確立されており、取引の過程で当該商標の所有者若しくは登録使用者に關係する商品について使用されていない場合、又は
- (b) 当該物品又は物質が特許権に基づき以前に製造され、その特許が消滅してから2年以上の期間が経過しており、かつ、その言葉が当該物品又は物質の名称又は内容に實際上限られている場合
- (3) 当該商標がその言葉のみで構成される場合、当該商標の登録は、当該物品又は物質に関する登録若しくは同一の内容の任意の商品に関する登録について、第13条の適用上、登録は誤って登録簿に記載されたままであるとみなすものとする。
- (4) 当該商標がその言葉及びその他の内容を含む場合、裁判所は、当該物品又は物質の登録若しくは同一の内容の任意の商品についての登録について、当該商標を登録簿に残すべきか否かの決定に際し、当該商標を登録簿に残すと判断する場合、当該所有者はその物品又は物質若しくは同一内容の任意の商品に関するその言葉のいかなる排他的使用権利も放棄するという条件を求めることができる。但し、前記の権利放棄は、当該権利放棄が行われる当該商標の登録に起因する権利を除き、当該商標所有者のいかなる権利にも影響を与えない。
- (5) 当該商標に関するその他の法的手続きの適用に関し、次に掲げる権利は本条(2)(a)に言及される使用が初めて十分に周知され、確率された日、又は本条(2)(b)に言及される2年の

期間が満了した日に消滅したものとみなす。

- (a) 当該商標がその言葉のみを含む場合、登録所有者の当該商標を排他的に使用できるすべての権利、又は
- (b) 当該商標がその言葉及びその他の内容を含む場合、登録所有者の当該物品又は物質若しくは同一内容の任意の商品に関してその言葉を排他的に使用できるすべての権利

第 48 条 登録所有者の権限

- (1) 本法に従って、商標の登録所有者は、当該商標を譲渡しあつその譲渡のいかなる約因についても有効な免責を与える権限を有する。但し、登録簿記載上他の者に付与されている権利による制限に服する。
- (2) 商標に関する衡平法上の権利は、その他個人財産に関する場合と同様の方法で強制力を有する。

第 49 条 登録により付与される権利

- (1) 本法に従って、登録簿 A 部又は B 部への商標登録は、当該商標の登録所有者に対し、当該商標が登録される商品について当該商標を排他的に使用する権利及び本法が規定する方法で当該商標の侵害について救済を受ける権利を付与する。
- (2) 商標登録により得られる権利は当該登録が受ける条件又は制約に服する。
- (3) 2 名以上の者が複数登録商標の所有者であって、それらの商標が同一商品又は異なる商品のものであると否とを問わず、実質的に同一又は誤認混同を生じるほど類似している場合、それらの商標のいずれについても、それらの者の何人も、他の何人に対して当該商標を登録することによる排他的使用の権利を(各権利の内容が登録官又は裁判で確定されている場合を除き)得られない。但し、それらの者の各人は(登録使用者ではない)その他の者に対して単独の登録所有者であれば有することとなる同一権利を有する。

第 50 条 有効性の登録証拠

登録商標に関する法的手続き上、第 13 条に基づく申立てを含め、当該商標の最初の登録及び当該商標の譲渡又は移転の登録は、有効でないことが証明されない限り、有効とみなされるものとする。

第 51 条 商標の抹消制限

第 13 条に基づき登録日から 3 年の期間満了後に開始される申立てを含めて登録簿 A 部に登録される商標に関する法的手手続きにおいて、当該商標は第 15 条に基づく登録可能な商標ではないという理由で登録簿から削除若しくは無効と判定してはならないものとする。但し、当該手続きの開始時点において登録所有者の当該商品の識別力がないことが証明される場合を除く。

第 52 条 10 年後の登録確定

第 13 条による申立てを含めて登録簿の A 部に登録された商標に関する法的手手続きにおいて、本法に基づくその商標の最初の登録は、最初の登録日から 10 年の期間の満了後、次の各号のいずれかが証明されない限り、すべての点において有効とされるものとする。

- (a) 最初の登録は不正行為によってなされたこと、又は
- (b) 当該商標は第 19 条の規定に違反していること、又は
- (c) 当該商標は、当該手続き開始時点において登録所有者の当該商品の識別力がないこと

第 53 条 商標の侵害

- (1) 登録された商標は、当該商標の登録所有者又は当該商標を許可された使用方法で使用する登録使用者ではない者であって、当該商標が登録された商品に関して、取引の過程で、当該商標と実質的に同一である又は誤認混同を生じるほど類似する標章を使用する者により侵害される。
- (2) 登録簿の B 部に登録された商標の侵害訴訟(第 54 条にいう行為により生ずる侵害ではないもの)において、被告人が、原告が訴える標章の使用は、誤認又は混同を引き起こす可能性はない、若しくは、取引の過程において当該商標が登録された商標と登録使用権者又は登録使用者のいずれかとして当該商標の使用権を有する者との間の関連性を示しているとは受け取られない、との裁判所の心証を確立するまでの立証をした場合、差止命令若しくはその他の救済は原告に付与されないものとする。

第 54 条 特定の制約に反する侵害

- (1) 本条において、商品、登録所有者、登録使用者及び商標の登録に関する言及はそれぞれ、それらの商品に関する、当該商標の登録所有者、当該商標の登録使用者及び当該商標の登録と解されるものとする。また、「関する」は、商品について当該商品との物理的関係性への言及を含む。
- (2) 商品又は商品の容器上に、登録簿の A 部又は B 部に登録される商標の登録所有者又は登録使用者が本条の適用される行為を行ってはならないと記載している場合、当該商品の現に所有者であって、その行為を行う者、又は、取引の過程において若しくは取引の過程で当該商品を取り扱うことを目的として当該商品にそれが行われることを認める者は、次に掲げる場合を除き当該商標を侵害する。
 - (a) その者が当該商品を購入することに合意した時点で、当該商品に表示されたその記載に気付かず善意で行動した場合、又は
 - (b) 当該商品を購入することにすでに合意していた別の者に由来する権利によって当該商品の所有者となった場合
- (3) 本条は次に掲げる各号の行為に適用する。
 - (a) 当該商標に状態、状況、体裁又は包装に変更を施した後の、それらの商品への使用、及び
 - (b) 当該商標が当該商品上にあり、また、当該商品上には別のものもあり、それが取引の過程における当該所有者若しくは登録使用者と当該商品との間の関連性を示すものであった場合の当該商標の抹消又は除去(全部又は一部を問わない)。但し、その別のものがすべて抹消又は除去される場合を除く。
 - (c) 当該商標が当該商品にある場合において次のとき。
 - (i) 当該商標の変更、一部分の抹消又は一部分の除去、及び
 - (ii) 何かその他の商標の当該商品への使用、及び
 - (iii) 当該商標の名声を傷つける可能性のあるその他事項の当該商品への追加。文書である

なしにかかわらない。

第 55 条 侵害に当たらない行為

- (1) 本法のいずれの規定にもかかわらず、次に掲げる行為は商標の侵害に当たらない。
 - (a) 自己の名称又は自己の事業所の名称又は自己の事業における先任者の名称又は事業所の名称の善意の使用
 - (b) 自己の商品の特徴又は品質についての記述の善意の使用
 - (c) 自己若しくは事業の先任者により次に掲げる日のいずれか先行する日以前から当該商標を継続使用している商品についての商標の使用
 - (i) 登録所有者、自己の事業の前任者又は当該商標の登録使用者により登録商標が使用された日、又は
 - (ii) 当該商標の登録日
 - (d) 当該商標が侵害なく使用されてきた、又は現に侵害なく使用される可能性のある別の商品の一部を構成するために、若しくはそのような商品に組み合わせるために適合させた商品についての当該商標の使用。但し、当該商標は当該商品がそのように適合されることを示すために合理的に必要であって、その事実に合致し、その他、当該商標の使用の目的も効果も取引の過程における当該商品と何人との間の関連性も示すためではない場合。
 - (e) 2 以上の登録された商標の一つであって、これらが本法で規定されている通りの登録により付与されたその商標の使用権を行使する上で実質的に同一である商標の使用
- (2) 商標が条件又は制約を付して登録されている場合、当該商標は、それらの条件又は制約を考慮すると、それらに当該登録の効力が及ばない場所において販売又はその他の取引が行われる商品又は効力が及ばない市場に輸出される商品について、若しくは諸般のその他の事情において、当該商標の使用により、いかなる方法によっても侵害されない。

第 56 条 侵害訴訟における救済

裁判所が登録商標の侵害に対する訴訟又は法的手続において認めることのできる救済には、裁判所が適切と考える条件(該当する場合)を前提として、差止命令及び、原告の選択により、損害賠償又は利益の清算がある。

第 57 条 取引慣行の証拠

商標に関する訴訟又は法的手続において、取引慣行及び他の者により合法的に使用されている関連商標、取引名称又は体裁に関する取引慣行は証拠として認められる。

第 58 条 裁判所の管轄権

管轄権は、本条により、商標侵害に対する訴訟又は法的手続きに関して聴聞手続きをとり判断するため裁判所に与えられているが、本条は前記の訴訟又は法的手続を審問し裁決するための管轄権を有する別の裁判所から管轄権を奪うものではない。

第 59 条 詐称通用訴訟

原告の当該商標と商標がほぼ同一である、若しくは誤認混同を生じるほど類似しており、被告人による登録商標の使用によって生ずる登録商標の登録所有者又は登録使用者であるとの詐称通用に対する訴訟において、次の点について裁判所の心証を得た場合、損害賠償は被告

人に対して認容されないものとする。

- (a) 当該商標の使用を開始した当時において、被告人は原告の当該商標が使用されていたことに気付いておらず、またそれを確認する合理的手段を有していなかったこと、及び
- (b) 原告の商標の存在及び性質を認識し、直ちに、原告により使用されていた商品について当該商標の使用を停止したこと。

第 8 章 登録の更新

第 60 条 登録の更新

本法に従って、登録官は、登録所有者による所定の方法での申請により、商標の登録をその商標の最後の登録満了からさらに 10 年間について更新するものとする。

第 61 条 登録満了時の手続き

- (1) 商標の登録期間満了前の所定の時点に、登録官は登録所有者に対して当該登録の失効日及び手数料の支払いその他の当該登録の更新取得に関する条件について通知書を送るものとする。
- (2) 所定期間の終了時点で本条(1)に言及される条件が満たされていない場合、登録官は登録簿から当該商標を抹消することができる。

第 62 条 抹消された商標の回復

- (1) 商標が第 61 条(2)に基づき登録簿から抹消された場合、登録官はその商標の登録の期間満了日から 12 月以内に、正当であると判断する場合登録簿に当該商標を回復させ、通常の方法で、又は登録官が課するに適切であるとする条件又は制約を付し、最後の登録満了からさらに 10 年間その登録を更新することができる。
- (2) 本条(1)に基づく登録官の決定により不利益を受ける者は、裁判所に不服申立てすることができる。
- (3) 第 95 条は本条(1)に関して適用しない。

第 63 条 更新されていない商標の地位

商標が第 61 条(2)に基づき登録簿から抹消された場合、当該商標は、他の者による登録出願に関して、最後の登録期間満了してから 12 月間、すでに登録されている商標とみなすものとする。但し、次の事項について登録官の心証を得る立証がされた場合を除く。

- (a) 最後の登録の期間が満了する直近の 2 年間に当該商標の善意による使用がなかったこと、又は
- (b) 抹消されている当該商標の従前の使用を理由として登録出願の対象である商標の利用により誤認又は混同が生じるおそれがないこと

第9章 登録使用者

第64条 登録使用者

- (1) 本条に従って、商標の登録所有者以外の者は当該商標が登録された全て又は一部の商品についてその商標の登録使用者として登録されることがある。
- (2) 商標の登録使用者として人を登録する出願は、登録官に対して当該商標の登録所有者及び登録予定使用者が所定の方法で行うものとし、規則又は登録官により求められる追加文書、情報又は証拠を添えるものとする。
- (3) 本法に従って、本条(2)の要件が満たされた場合、登録官は出願が行われた全て又は一部の商品について、かつ、登録官が適切と考える条件又は制約に従って、登録予定使用者を当該商標の登録使用者として登録ができる。
- (4) 登録官は、自らの意見においてそのような登録が公共の利益に反するものであると考える場合、出願が行われた全て又は一部の商品についての商標の登録使用者としての登録を拒絶することができる。
- (5) 登録官は、登録によって商標の不正取引が促進される傾向があるように見える場合には、当該商標の登録使用者として登録してはならない。
- (6) 登録官は、提供された情報を考慮して商標の登録使用者としての登録が自ら適切と考える期間となるように決定することができるが、その期間は当該商標の現行登録期間満了日を超えて延長してはならない。
- (7) 登録官は、商標の登録使用者として人が登録され次第、その登録期間を当該登録出願が登録官に提出された日に開始されたとみなし、その者が同日から当該商標の登録使用者であったとみなすものとすることを決定できる。
- (8) 登録官は、本条(2)に基づき出願人により求められた場合、その出願のために提供されたいかなる文書、情報又は証拠も登録簿に記載された事項を除き他者に開示されないことを保証するものとする。但し、裁判所の命令による場合を除く。

第65条 登録使用者の登録期間満了

第67条(1)(b)に従って、商標の登録使用者としての人の登録は、当該商標登録の期間満了日、又は第64条(6)に基づき登録官が決定することのできるそれ以前の日に終了するものとする。

第66条 登録使用者の登録更新

- (1) 商標の登録使用者の登録は本法に従って隨時更新することができる。
- (2) 商標の登録使用者の登録期間満了前の所定の時点に、登録官は当該商標の登録使用者及び登録所有者に対して当該登録の終了する日及び手数料の支払いその他登録の更新に必要な条件について通知書を送るものとする。
- (3) 本条(2)に規定する条件が満たされた場合、登録官は当該登録の直近の期間満了日から自らが適切と考える期間で登録を更新することができるが、その期間は当該商標の現在の登録期間の満了日を超えて延長してはならない。
- (4) 第61条(2)に基づき登録簿から抹消された商標が第62条に基づき登録簿に再登録される場合、登録使用者としての人の登録は本条に基づき直近の登録の期間満了の日付で更新することができる。

第 67 条 登録の変更等

- (1) 第 13 条の運用に影響を与えることなく、登録使用者としての人の登録は次に掲げることができる。
- (a) 登録官は、登録所有者及び登録使用者の申請に基づき、当該登録が効力を有する商品、当該登録が効力を有するための条件又は制約について、変更することができる。又は、
 - (b) 登録官は、登録所有者及び登録使用者の申請に基づき、登録官として適切と考える 3 年を超えない期間で延長することできるが、その期間は当該商標の現在の登録期間の満了日を超えて延長してはならない。又は
 - (c) 登録官は、登録所有者及び登録使用者の申請に基づき、登録を抹消することができる。
- 又は、
- (d) 登録官は、次に掲げる理由に基づき、ある者の申請を抹消することができる。
 - (i) 登録使用者が許可された使用方法以外の方法で、若しくは誤認又は混同を招く、又はそのおそれのある方法で商標を使用したこと、又は、
 - (ii) 登録所有者又は登録使用者が登録出願にとって重要な事実を偽って伝えた又は開示しなかった、若しくは事情が登録の日から著しく変化したこと、又は、
 - (iii) 当該登録は、出願人がその履行に利害関係を有する契約により出願人に付与される権利を考慮して登録は認められるべきではなかったこと
 - (2) 本条に基づく出願は所定の方法で行うものとし、規則又は登録官により求められる追加文書、情報又は証拠を添えるものとする。
 - (3) 登録官は、本条(1) (d)に基づく出願の査定に代えて当該出願を裁判所に付託することができる、裁判所は聴聞手続きを取り当該出願の可否について裁決するものとする。
 - (4) 本条(3)に基づき作成される裁判所の命令の謄本は、登録官に送達されるものとし、登記官は、謄本を受領した時点で、当該命令を実現するために必要な措置を講じるものとする。

第 68 条 登録の抹消

登録官は、商標がもはや登録されていない商品についての商標の登録使用者としての人の登録を抹消しなければならない。

第 69 条 許可された使用の効力

- (1) 第 14 条及び本法において商標の登録所有者による使用が要件となっているその他の目的のため、登録商標の許可された使用は当該商標の登録所有者による使用とみなし、登録所有者以外の者による使用ではないとみなすものとする。
- (2) 次に掲げる各号の場合、本条(1)はその従前の使用が許可された使用として扱う効力を生じさせる。
- (a) 商標の登録使用者として登録されている者である場合、及び、
 - (b) 以前にその者による当該商標の使用があった(本法施行の前後を問わない)場合、及び、
 - (c) その使用はその者が登録されている商品に関するものであり、かつ、その者が条件若しくは制約に従って登録されているとき次に掲げる場合
 - (i) その使用が実質的にこれらの条件又は制約を満たしている場合、又は、
 - (ii) その使用が実質的にこれらの条件又は制約を満たしていなかったが公共の利益に反するようなものではなかった場合

- (3) 商標の登録使用者としての人の登録，又はその者による登録使用者としての当該商標の使用は，コモン・ローから生じる当該商標の登録所有者である者のいかなる権利も害しない。
- (4) コモン・ローから生じる商標の登録所有者である者の権利を明確にするため，登録使用者による商標の使用はその者による使用とみなされ，その者以外の者による使用ではないとみなされるものとする。

第70条 侵害訴訟手続き

- (1) 商標の登録使用者及びその商標の登録所有者との間に存在する何らかの合意に従って，登録使用者は当該商標の侵害訴訟手続きを取るよう登録所有者に対し求める権限を有し，もし登録所有者がそのように求められてから2月以内にそうすることを拒絶する又は怠る場合には，登録使用者は自らが登録所有者であるかのように自己の名前で侵害訴訟手続きを起こすことができ，登録所有者を被告とするものとする。
- (2) 本条(1)に基づき被告として加えられた登録所有者は，出頭して当該訴訟手続きに加わらない限り費用を支払う義務はない。

第71条 譲渡不能な権利

本章は商標の登録使用者にその商標の譲渡可能な又は移転可能な使用権を与えるものではない。

第72条 不服申立て

本章に基づく登録官の決定に不利益を被る者は，裁判所に不服申立てすることができる。

第 10 章 商標の譲渡

第 73 条 商標の譲渡及び移転

- (1) 本条に基づいて、登録商標は、当該商標が登録された商品又はそれらの商品の一部に関する営業権の有無にかかわらず譲渡又は移転することができる。
- (2) 本条(3), (4)及び(5)に基づいて、次に掲げる各号の場合、営業権を伴わない登録商標の譲渡は無効である。
- (a) 当該商標がパプアニューギニア国内において譲渡人又は前権利者により善意に使用されたことがない場合、又は、
 - (b) 実質的に同一の又は混同を生じるほど類似する商標が、譲渡後も譲渡人によりその他の商品に継続して使用され、かつ以下の条件をみたす場合
 - (i) それらの商品及び譲渡人との間に取引上の関係が存在すること、及び
 - (ii) それらの商品が
 - (A) 譲渡された商標に関する商品と同一の内容を有すること、又は
 - (B) 譲渡人及び譲受人による各自の商品への当該商標の使用により、公衆が誤認混同するおそれがある内容を有すること
- (3) 本条(2)(a)は次に掲げる各号の場合には適用されない。
- (a) 当該商標が設立される法人に譲渡される意図をもって登録され、かつ、当該商標はそのとおり譲渡された場合、又は、
 - (b) 当該商標が登録使用者として人にその使用を認める意図をもって登録され、かつ、商標の登録後 6 月以内に当該商標について登録使用者が登録されてその期間内に当該商標を使用した場合
- (4) 商標の譲渡は、当該譲渡の有効性が審理の対象となっている法的手続開始日において、当該商標が公衆に対して取引の過程において当該商品と、すべての他の者でなく当該譲受人との間の関連性を示すものとなっている場合、又は、当該登録が特定地域に制限され、その特定地域内の他のすべての者が排除され、同様に当該譲受人との間の関連性を示すものとなっていた場合、無効とはならない。
- (5) 商標の譲渡は、当該譲渡の登録後 3 年以内に開始される訴訟手続の場合を除き、無効と判断されないものとする。
- (6) 登録商標を付された商品が人により購入又は取得される場合、その者による、若しくはその者の下で又はその者を通して権利を主張する者によるそれらの商品の販売又はその他の取引は、それらの商品の購入又は取得後、当該商標が登録所有者によって他の何者かに譲渡されたというだけの理由で、当該商標の侵害とはならない。
- (7) 本法の下であると否とを問わず(登録商標である)商標に存在するすべての権利は、当該商標の譲渡の登録があれば、譲渡されたとみなされるものとする。

第 74 条 譲渡の登録

- (1) 譲渡又は移転によって登録商標を得る権限を有することになる者は、登録官に対し所定の方法で自己の権原を登録するための出願を行うものとし、登録官は、当該出願書及び自らが満足できる権原の証拠を受理した時点で、当該譲渡又は移転が有効な商品に関する商標の所有者としてその者を登録し、当該譲渡又は移転の明細を登録簿に記録させるものとする。

(2) 本条(1)に基づく登録官の決定に不利益を被る者は、裁判所に不服申立てをすることができる。

(3) 本条に基づく不服申立て又は第13条に基づく出願の場合を除き、本条(1)に従って登録簿に何ら記入のない文書又は証書は、特に裁判所が指示しない限り、法定で登録商標に関する権原を証明するための証拠として認められない。

第 11 章 商標の保護

第 75 条 商標の偽造等

- (1) 次の各号の一に該当する者は刑事責任を負う。
- (a) 登録商標を偽造する者, 又は
 - (b) 登録商標を商品に不正に使用する者, 又は
 - (c) 登録商標を偽造する目的で金型, 版木, 機械又は器具を製造する者, 又は
 - (d) 登録商標を偽造する又は偽造に使用する目的で金型, 版木, 機械若しくは器具を処分又は所有する者

刑罰は, K2, 000.00 以下の罰金若しくは 3 年以下の懲役。

- (2) 被告人が意図をもたずに行行為したことを立証した場合, それは本条(1)違反に対する法的手続において抗弁となる。

第 76 条 不正標章を付けた商品の販売等

- (1) 登録商標が盗用された又は登録商標が不正に使用された商品を販売, 販売のため陳列, 販売目的で所有, 若しくは取引又は製造を目的として所有する者は, 刑事責任を負う。
- 刑罰は, K500.00 以下の罰金。
- (2) 被告人が不正行為を行う意図なく行為したことを立証した場合, それは本条(1)違反に対する法的手続において抗弁となる。

第 77 条 不正標章を付けた商品の輸入

- 登録商標の偽造品が使用された又は登録商標が不正に使用された商品を, 故意に本国に輸入する者は刑事責任を負う。
- 刑罰は, K500.00 以下の罰金。

第 78 条 商品の没収

第 75 条, 第 76 条又は第 77 条に対する違反で有罪判決を受けた者は, それらの条項に規定される罰則に加え, 違反行為に使用した又はそれに関連したすべての商品を国に没収されることを免れない。

第 79 条 違法行為の帮助及び教唆

- (1) パプアニューギニアの国外で行為の実行を帮助, 教唆, 助言若しくは斡旋する, 又はどのような方法にせよ, 直接間接を問わず, 故意に関係する者は, これらの行為がパプアニューギニア国内において実行される場合刑事責任を負う。
- 刑罰は, K500.00 以下の罰金。
- (2) 本条(1)は 1974 年刑法の運用に影響を及ぼさない。

第 80 条 商標の偽造

- (1) 次に掲げる各号の一をなす者は, 登録商標を偽造する者とみなす。
- (a) 当該商標の登録所有者若しくは当該商標の登録使用者の同意を得ず, 又は本法をよりどころとせず, 当該商標若しくは実質的にそれと同一の標章を製造する者, 又は

- (b) 変更, 追加, 削除又はその他により登録商標を変造する者
- (2) 商標偽造の訴追において登録所有者又は登録使用者の同意を立証する責任は被告人にある。

第 81 条 商標が使用されたとするとき

- (1) 本条の適用上, 「覆い」はストッパー, グラス, 瓶, 器, 箱, カプセル, ケース, フレーム又はラッパーを含む。「ラベル」は帯又は札を含む。
- (2) 商標は, 当該商品に組み入れられる, 押される, 挿入される, 又は付加若しくは貼付される場合に商品に使用されているものとみなす。
- (3) 次に掲げる各号の一の場合, 商標は使用されているものとみなす。
 - (a) 当該商品そのものに使用されている場合, 又は
 - (b) 覆い, ラベル, リール又は, 当該商品を入れるか当該商品と共に販売若しくは陳列されるもの, 又は当該商品を入れるか当該商品と共に取引若しくは製造目的で所有されるものに使用されている場合, 又は
 - (c) 商標が当該商品に言及, 当該商品を記述, 又は指定すると信じさせるような方法で使用される場合, 又は,
 - (d) 商標が表示, 公告, インボイス, ワインリスト, カタログ, 商用文, 営業書類, 価格表又はその他の文書に使用され, かつ, 商品がそのように使用された当該商標を参考にして行われた依頼若しくは注文に従って引き渡される場合
- (4) 登録商標は, 当該商標の登録所有者若しくは当該商標の登録使用者の同意を得ず, 又は本法をよりどころとせず, 当該商標若しくはそれと実質的に同一の標章が商品に使用されている場合, 当該商品に不正に使用されているものとみなす。
- (5) 登録商標の商品に対する不正使用の訴追において, 当該登録所有者又は登録使用者の同意を立証する責任は被告人にある。

第 12 章 不服申立て

第 82 条 裁判所の権限

本法に基づき不服申立ての聽聞において、裁判所は次に掲げる各号を行うことができる。

- (a) 口頭又は宣誓供述書であるか否かにかかわらず、追加の証拠を認めること
- (b) 登録官に対して口頭又は宣誓供述書であるか否かにかかわらず証言を行った証人を含めて証人の尋問及び反対尋問を認めること
- (c) 事実問題についての争点が裁判所の指示する方法で審理されるように命ずること
- (d) 上告された裁決、審判又は指示を支持、取消若しくは変更すること、及び
- (e) 諸般の事情一切を考慮して適切と考える判決若しくは命令を与える、又は命令することを拒否すること、及び
- (f) 他方当事者に費用を支払うことを当事者に命令すること

第 83 条 登録官による介入

裁判所は、登録官に不服申立てに介入する許可を与えることができる。

第 84 条 特別事案

裁判所は最高裁判所の審理を求めて事案を論証、若しくは疑義を留保することができる。又は、事案若しくは疑義を最高裁判所で争うよう指示することができる。

第 13 章 雜則

第 85 条 輸出貿易のための商標の使用

- (1) パプアニューギニアから輸出される商品に対する商標のパプアニューギニア内での使用、及び、そのように輸出される商品に関してパプアニューギニア内で行われるもので、パプアニューギニア内で販売される若しくはその他の取引が行われる商品に関して行われる場合はパプアニューギニア内の商標の使用を構成することになるその他の行為は、本法の適用上、それらの商品に関する当該商標の使用を構成するものとみなす。
- (2) 本条(1)は、開始日以後に行われた行為について効力を有するので、開始日以前に行われた行為についても効力があったものとみなされるものとするが、開始日以前になされた裁判所の裁決又は開始日以前になされた裁判所の裁決に対する上告の裁決に影響を与えない。

第 86 条 特定の場合に虚偽とならない商標

その商標を使用する者との間に取引の過程で関連性の形が存在している商品に関する登録商標の使用は、当該商標が、その者若しくはその者の権利の譲渡人との間に取引の過程で異なる形の関連性が存在していた、若しくは存在している商品について使用された、又は使用されているというだけの理由では、誤認又は混同を生じさせるおそれはないものとみなす。

第 87 条 法廷侮辱罪として扱われる召喚不遵守等

- (1) 次に掲げる不履行又は拒否が生じた場合、登録官は裁判所に対し署名を付けてこれを証明することができる。
- (a) 登録官の召喚状に従って出頭しない、又は登録官の要請に従って文書若しくは物品を提出しないこと、又は
- (b) 証人として登録官の前に出頭した者が、宣誓すること、確認すること、文書若しくは物品を提出すること、又は、法律に従って提出若しくは答弁することを求められた質問に答えることを拒否していること
- (2) 登録官が本条(1)に基づき証明書を発行した場合、裁判所は当該事案を調査して次のことを行う。
- (a) その者に対し、裁判所が定める期間内に登録官の要請に応じるよう命令する、又は
- (b) 裁判所がその不履行若しくは拒否に正当な釈明がないとする心証を得た場合、その者がその裁判所に対して侮辱罪を犯したかのような方法でその者を処罰し、また、適切と考える場合には本項(a)に基づく命令書も作成する

第 88 条 費用の回収

登録官により裁定された費用は、納付されない場合、勝訴人に対する敗訴人の債務として管轄裁判所において回収することができる。

第 89 条 有効性の証明書

商標登録の有効性が不成功裡に争われている訴訟若しくは法的手続きにおいて、裁判所は当該商標登録の有効性が問題となったことを証明することができ、裁判所がそのように証明している場合当該商標登録の有効性が争われている係争中の後続訴訟若しくは法的手手続きにお

いて、当該商標の登録所有者は、自分に有利な最終命令若しくは判決を獲得次第、当該訴訟又は法的手続きを審理する裁判所が他に指示しない限り、自らの弁護士と依頼人間等の費用、手数料及び経費のすべてを受け取る権利を与えられる。

第 90 条 正当な理由のない脅威

- (1) ある者が、回覧物若しくは公告その他の方法で、登録されている若しくは登録されないと最初に言及する者により主張される商標の侵害訴訟若しくは法的手続きで、又は他の何らかの類似法的手続きで人を脅す場合、被害者は、脅しをかけている者が当該商標の登録所有者又は登録使用者であるか否かにかかわらず、次に掲げる各号を行うことができる。
- (a) 最初に言及する者に対して訴訟を起こすこと
 - (b) 脅しは不当であるという旨の宣言、及び、その脅しを続けることへの差止命令を取得すること、並びに
 - (c) (該当する場合)自らが被った損害を回復すること。但し、最初に言及する者が、当該商標は登録されており、かつ、その法的手続きが脅かされた行為は当該商標の侵害をなす、又は脅かされれば侵害となるであろうことを裁判所に納得させた場合を除く。
- (2) 本条(1)は、当該商標の登録所有者若しくは第 70 条(1)に従って行動する登録使用者が当該商標の侵害を脅かされた者に対して、相当な注意をもって訴訟を開始し遂行する場合は適用されない。
- (3) 本条は、弁護士に、依頼のために自らの専門的立場で自らが行う行動について本条に基づく訴訟の責任を負わせるものではない。
- (4) 管轄権は、本条により、本条に基づく訴訟を審問し裁決するため裁判所に与えられているが、本条は前記の訴訟を審問し裁決するために別の裁判所が有する裁判権を奪うものではない。

第 91 条 被告による反訴

第 90 条に基づく訴訟若しくは法的手続きを基とする被告は、反訴を手段として、原告による脅威に係る商標侵害に関する別訴訟において受けられることになる救済を求めることができる。また、その場合、商標の侵害訴訟に関する本法の規定は、必要な変更を加えてその訴訟との関連で適用される。

第 92 条 登録商標の明細

登録商標に関する起訴状、情報、答弁書又は法的手続きを基とする訴訟において、当該商標の写し若しくは複製又は当該商標の明細を記述する必要はない。しかし、当該商標は登録商標として言及され、またその登録番号により登録商標として特定されることができる。

第 93 条 手数料

- (1) 所定の手数料は登録官に納入するものとする。
- (2) 次の場合、それぞれの規定に従って取り扱う。
 - (a) 手数料は登録官による行為の実行について支払うべき場合、登録官は当該手数料が支払われるまでその行為を行わないものとする。
 - (b) 手数料は登録官以外の者による行為の実行について支払うべき場合、その行為は当該手

数料が支払われるまで行われていないものとみなす。

(c) 手数料は文書の提出について支払うべき場合、その文書は当該手数料が支払われるまで提出されていないものとみなす。

第 94 条 期間の延長

本法により行為又は物事を行うべき期間が規定されている場合、登録官は、明示的な定めがある場合を除き、その期間満了の前後を問わず期間を延長することができる。

第 95 条 登録官の費用

本法に基づく法廷でのすべての手続きにおいて登録官の費用は当該裁判所の裁量によるものとするが、登録官は両当事者のどちらの側の費用も支払いを命じられない。

第 96 条 登録所有者又は登録使用者の住所

(1) 登録簿に現に記載される、登録所有者の住所及び商標の任意の登録使用者の住所は、本法の適用上、場合に応じて当該登録所有者又は当該登録使用者の住所とみなすものとする。

(2) 登録所有権者及び商標の各登録使用者は、隨時、登録官に書面で自らの住所変更を通知するものとし、登録官は登録簿をしかるべき変更するものとする。

第 97 条 送達住所

(1) 第 96 条にもかかわらず、登録所有者及び商標の各登録使用者は送達住所を有するものとし、その住所は、本法による文書が本人又は登録簿に登録された本人が指定した本人に代わる者に送達することのできるパプアニューギニア国内の住所とする。

(2) 登録所有権者及び商標の各登録使用者は、隨時、登録官に書面で自らの送達住所変更を通知するものとし、登録官は登録簿をしかるべき変更するものとする。

(3) 本法又はその他の法律により規定されたその他の送達方法に加え、文書は、場合に応じて登録簿に通知された、登録所有者又は登録使用者の送達住所に届けること又は郵便で送付することによって登録所有者又は商標の登録使用者に送達することができる。

(4) 申請書又は異議申立書に記載される送達住所は、申請書又は異義申立書の目的上、場合に応じて、申請人又は異議申立人の住所とみなされ、申請書又は異議申立書に関するすべての書類は、場合に応じて、申請人又は異議申立人の送達住所に届けること又は郵便で送付することにより送達することができる。

第 98 条 法無能力者による宣言

ある者が未成年者、精神錯乱又はその他無能力という理由で宣言又は本法により求められる若しくは認められることを行うことができない場合、無能力者の後見人若しくは委員、又は、そのような後見人若しくは委員が存在しない場合は、当該無能力者に代わる者又は当該宣言を行いたい若しくは物事を行いたいと思っている誰か別の者の要請により、無能力者の財産について管轄権を有する裁判所が指名した者が、当該宣言(又は、状況が許す限り当該宣言に近い宣言)を行うことができ、また、当該無能力者の名義で当人の代理としてそのことを行うことができ、そのように行われた全ての行為は、本法の適用上、当該無能力者によって行われ、かつ、その者は当該宣言又はそのことが行われた時点で無能力ではなかったかのごとく

有効に行われる。

第99条 法的手続きの当事者の死亡

本法に基づく法的手続きを(法廷における法的手手続きではない)の当事者である者が当該手続きの係属中に死亡した場合、登録官は次のようにすることができる。

- (a) 要請に基づき、かつ、死亡者の権益移転につき登録官の納得できる証拠がある場合、当該手続きにおいて権益譲受人を死亡者の代わりとすることができる。又は、
- (b) 登録官が死亡者の権益は生存当事者により十分に代理されると考える場合、権益譲受人を代置することなく当該手続きを継続させることができる。

第100条 分類の適合

(1) 修正又は置換された所定の商品分類に商標が登録されている商品又は商品区分を登録簿の指定に適合させる目的で、登録簿に登録事項の登録、抹消又は変更のいずれかを行うことによって登録簿を修正するための規定を設けることができる。

(2) 本条(1)にいう修正は、修正が行われようとしている直前に(単数複数区分を問わず)商標が登録されている区分に商品若しくは商品区分を追加させる、又は、商品に関する商標の登録に先行する効果がある場合、行ってはならない。

(3) 本条(2)は、登録官が次の心証を持った商品について効力を有しない。

- (a) それらの商品に関してその項を遵守することは過度の複雑さを伴うこと、及び
- (b) 場合に応じ、追加又は先行は、商品の実質的量に影響を与えず、また、何人の権利も実質的に害しないこと

(4) 本条(1)にいう適用上、登録簿の修正に対する提案は次のとおりとする。

(a) 影響を受ける商標の登録所有者に通知される

(b) 所定の方式で公表される、及び

(c) 不服がある者は、提案された修正は本条の規定に矛盾することを理由に、登録官に異議を申し立てることができる

(5) 本条に基づく登録官の決定に不利益を被る者は、裁判所に不服申立てができる。

第101条 費用の担保

本法に基づき裁判所に不服申立てする者がパプアニューギニア国内に居住又は事業を営んでいない場合、裁判所はその者に不服申立て費用の担保を求めることができる。また、裁判所が納得する保証金が納入されない場合、当該不服申立ては却下することができる。

第102条 不服申立てによる命令の送達

(1) 本法により、裁判所の判決又は命令を登録官に送達するための規定が策定され、かつ、その判決若しくは命令の上訴において裁判所により命令が出された場合、上訴において命令が有利になされた者は、その者が登録官に命令の謄本を送達するまで当該命令を実行する権利は与えられない。

(2) 本条(1)に基づき命令が送達された時点で、登録官は(該当する場合)当該登録簿に登録又は、必要に応じて(該当する場合)その他の措置を講じるものとする。

第 103 条 商標登録の不正表示

- (1) 本条の適用上、パプアニューギニア国内で商標について「登録済み」という語、又は、明示黙示を問わず登録に言及するその他の用語を使用することは、次の場合を除き、本法に基づく登録への言及を意味するものとする。
- (a) 当該用語が、その語が描写されている文字と少なくとも同じ大きさの文字で描写されている他の用語と物理的な関係で使用されており、かつ、その言及がパプアニューギニア以外の国の法律に基づく商標としての登録を指すものであって、その国は言及される法律に基づいてその登録が有効である国であることを示している場合
 - (b) 当該用語（「登録済み」以外の語）それ自体が、本項(a)に言及されるような登録への言及であることを示すようなものである場合、又は
 - (c) 当該用語が、パプアニューギニア以外の国の法律により商標として登録された標章について、また、その国に輸出される商品について使用される場合
- (2) 次の者は違反行為の責めを負う。
- (a) 登録商標ではない標章について、それが登録商標である旨の表示を行う者
 - (b) 1 つの登録商標として独立して登録された部分ではない、登録商標の一部分について、それが独立して登録されている旨の表示を行う者、又は
 - (c) 登録商標が登録されていない商品について登録商標が登録されている旨の表示を行う者、又は
 - (d) その商標の登録が、登録簿に登録された条件又は制約を考慮し、その登録でその権利が付与されない状況において、商標を排他的に使用する権利を与える旨の表示を行う者
- 刑罰は、K200.00 以下の罰金。

第 104 条 規則

国家元首は、助言に基づき、本法に矛盾のない、定めておくべきことが必要若しくは許容されるすべての事項、又は、本法を施行若しくは効力を与える上で、又は登録官事務所の業務を行う上で定めておくべき必要若しくは便宜的なすべての事項に関する規則を規定することができ、具体的には次に掲げる各号を規定する。

- (a) 登録が消滅した商標に関する文書の破棄に備える目的のための事項、及び
- (b) 規則違反に対する K500.00 以下の罰金刑を規定する目的のための事項

第 14 章 経過条項

第 105 条 第 14 章の解釈

- (1) 本章において、次の各号に掲げる記述はそれぞれ次のとおり解釈するものとする。
- 「本章が適用される出願人」とは、出願について、次に掲げる、商標の所有者をいう。
- (a) 開始日から 12 月以内に登録官に当該商標の登録を申請する者、及び
 - (b) 登録官が得心するように自らが次の者であったことを証明する者
 - (i) 基準日において、登録された所有者であった者、又は
 - (ii) 基準日において若しくは基準日の後でかつ開始日以前に、その日付におけるオーストラリアの登録簿の A 部又は B 部の登録に基づいて、その者の出願が関連する同一商品についてパプアニューギニア国内及びパプアニューギニア向けの当該商標の、登録所有者の承継人であった者
- 「出願」とは、本法に基づく商標の登録の出願をいう。
- 「オーストラリア法」とは、オーストラリアの 1955 年商標法をいう。
- 「オーストラリアの登録簿」とは、オーストラリアの 1955 年商標法に基づき商標局において管理される商標登録簿をいう。
- 「基準日」とは 1975 年 9 月 15 日をいう。
- (2) 本章の適用上、オーストラリア法の規定に基づき、その日付後にオーストラリアの登録簿に登録が行われた結果として、その日付までにその法律によりそのように登録されたとみなすことができるにもかかわらず、その者の任意の商品に関する商標の登録所有者としての登録が基準日にオーストラリアの登録簿に登録されていない者は、それらの商品に関するそのような登録がその日付でオーストラリアの登録簿に登録されていないものとみなす。
- (3) 基準日において、法人又は組合がオーストラリアの登録簿の A 部又は B 部に商標の所有者として登録された場合、その日付においてその法人の所有者又は組合の構成員であるすべての者は、本章の適用上、その日付のオーストラリアの登録簿の当該商標の所有者として共同で登録されたものとみなす。

第 106 条 特定の出願に与えられる優先権

- (1) 次に掲げる各号は、本法のいかなる規定にもかかわらない。
- (a) 出願が本章が適用される出願人によって行われる場合、登録官は、当該商標の登録の出願の内容につき、同一商品若しくは同一品目の商品に関する実質的に同一又は混同するほど類似する商標の登録を求める、本章が適用される出願人ではない者の商標の登録よりも優先権を与えるものとする。
 - (b) 本章が適用される出願人により行われた出願を受理した時点で、登録官は、当該出願受理の公告をすることなく登録簿の該当部に当該商標を登録することができ、また第 6 章の規定は当該出願に適用しない。
- (2) 本条(1)は、当該商標に関する出願人の権利が、当該商標の登録の結果として、基準日においてパプアニューギニア国内でその商標に関する出願人により保持される権利以上に決して拡大しない出願に限り適用する。
- (3) 登録官は、本章が適用される出願人ではない者によって行われた出願の受理を、開始日から 12 月の期間満了後まで保留することができる。また、登録官はその出願を受理してその

期間内にその出願に対する異議申立てを裁定することはできるが、その期間満了後までその商標の登録を保留することができる。

(4) 本条(5)及び(6)に従って、本条に従い登録された全ての商標は 1975 年 9 月 16 日から登録されているものとみなす。

(5) 本条(4)の規定にもかかわらず、本条に基づいて登録された商標の侵害若しくは詐称通用に対する訴訟は、1975 年 9 月 16 日から開始日の前日までの期間について一切認められない。

(6) 本条(5)の規定は、いかなるコモン・ロー上の権利を損なうものでもなく、また影響も及ぼさない。